

駅前通り地区

区画整理だより

第	9	発行人 ・茂原駅前通り地区 まちづくり推進協議会
☎	0475-201548	

平成十年度まちづくり推進協議会 代議員総会

本年六月一日、まちづくり推進協議会の代議員総会が開催され、一年間の事業計画や役員体制が承認されましたのでお知らせ致します。

役員体制

- ☆ 会長 高貫博樹
- ☆ 副会長 鹿間義之
- ☆ 副会長 柳沢房親
- ☆ 会計 春日久吉
- ☆ 監査 渡辺繁夫
- ☆ 監査 酒井功
- ☆ まちづくり相談員 鹿間義之

去る六月一日、平成十年度まちづくり推進協議会代議員総会を開催致しました。おかげさまで、すべての案件が承認され無事総会を終了する事ができました。

今年度も引き続き会長を務めさせていただくことになりました。

皆様の御指導、御協力をいただきながら進めていきたいと思いますのでどうぞ、よろしくお願い致します。

さて、本年のまちづくり推進協議会について報告させていただきます。まず、区画整理事業の推進についてであります。全国的に財政難の中、茂原市においても事業に対する予算付けがきびしい状況にあります。

しかし、私共の事業はスタートしておりますので、すこしでも予定を早めるための運動（請願、陳情等）を行う事が必要ではないかと考えます。

次に、まちづくり計画の検討ですが商店街の活性化計画については、商業部会で検討を重ね、現段階での計画はできておりますが、さらに掘り下げる

計画づくりが必要と考えます。また、カンコ一跡地の「核づくり」についての検討が必要だと思い、そのための検討委員会の設置を考えております。

住みよい環境のまちづくりについては、住宅部会で検討して行きたいと考えております。

現在、住宅の移転が着々と進んでおり「まちづくり協定」は、早い段階で必要と思います。

まちづくり相談窓口についてですが建物移転が始まっていますが、取り壊し、建て替えなどについての相談を受ける窓口が必要だと考えており今後、この設置について検討してまいりたいと思います。

最後に、前にも申し上げましたが私たちは次の世代によりよい「まち」を引き渡す責任があり、外房の中核都市にふさわしい中心街をつくりたいと思います。そして、この中心街で快適な生活とよい商売をしたいのです。先の長い事業ですが一年一年が大事です。どうぞ、今後とも御協力と参加をお願い致します。

☆ 幹事会
主な事業内容
事業計画、区画整理審議会委員の選挙及び視察等の協議を行います。

☆ 商業部会
まちづくりのルール、まちづくり計画の進め方についての策定を行います。

☆ 住宅部会
まちづくりのルール、まちづくり計画の進め方についての策定を行います。

☆ ブロック会議
部会や幹事会で検討された事項について報告し協議します。

☆ まちづくり推進協議会役員
まちづくり推進協議会役員

◇幹事 ◇代議員

水加田河野野島鵜澤杉田小田青柳藍野春日柳沢房親鹿間義之高貫博樹	大野葆見今井栄一田辺和夫加賀城重雄
鳥藤中川幸道中道夫中道夫和速武和速能良和速能良	渡辺繁夫齊藤喜治石丸武
佐々木武志佐々木武志矢野茂茂矢野茂	千葉雋作齊藤利昭酒井
佐々木武志佐々木武志名倉俊之鬼島有孝	岡本和三郎松崎久雄
佐々木武志佐々木武志	白井宗一郎
	鈴木松壽
	篠田哲
	内山信
	平野林平
	杉浦康雄
	美雄
	彦彦

土地区画整理審議会委員の選挙のお知らせ

市が行う土地区画整理事業は、法により士地区画整理審議会の設置が義務づけられており、茂原市の場合は十名の審議会委員で構成されております。

今回は、現在の審議会委員の任期(平成五年十一月二十日から平成十年十二月十九日)満了による選挙です。

この十人の内訳は、

▼学識経験委員 一名
(市長が選任します。)

▼土地所有者及び借地権者の中から、それぞれの割合に応じて選挙により選任します。
土地所有者 六名
借地権者 二名

【審議会委員の仕事の内容】

▼審議会は、①意見を聞く項目と②同意を要する項目

- ・換地計画の作成、変更に関すること
- ・仮換地の指定に関すること
- ・減価補償金の交付に関すること
- ・評議員の選任
- ・過小宅地過小借地基準となる地積の決定に関すること
- ・地積が小さくて換地を定めない場合

①意見を聞く項目

②同意を要する項目

- ・大きな土地の地積を特に減じて換地する場合
- ・立体換地、特別の土地に関する措置
- ・保留地を定めようとするとき

▼委員の任期 五年

【今後の作業手順】

平成十年九月十日に選挙期日等の公告(市の掲示板に貼ります)を行いました。

・選挙期日 平成十年十一月十三日(日)

▼選挙人名簿の縦覧

平成十年十月十五日から
平成十年十月二十八日まで

■ 異議のある方はこの縦覧期間中に申請書類を提出して下さい。

▼立候補の受付

審議会委員の選挙は、施行規程の中で候補者のうちから選挙することになります。

立候補届及び立候補推薦届、承諾書により候補者となることができます。

・立候補受付期間
平成十年十一月二十日から
平成十年十一月三十日まで(予定)
午前九時半分から午後五時まで

【法人の方へ】

選挙人が法人の場合は、その法人の指定期する者が投票することとなります。

その場合に、その権限を証する書面を選挙管理者に提出しなければなりません。

選挙権と被選挙権の行使にあたっては、あらかじめそれぞれのうちから地権者を選任して、施行者に届けでる必要があります。

かりに、これを怠るとそれの権利は行使できないので注意して下さい。

届出用紙は、市役所総務課にありますので御連絡下さい。

また、共有地と所有地(単有地)の双方を所有している者が、共有者の代表に選任された場合でかつ、ほかの共有者のうちに共有地だけの所有者がいる場合は、所有地に係る一票と共有地に係る一票の合計二票が与えられます。(左記「参考」事例①)ただし、共有者の全員がほかに所有地(単有地)を持っている場合は、これに該当せず、一人一票に限定されます。(左記「参考」事例②)

【参考】事例①
A 共有地 代表A:一票
B 単有地 一票
A+B 計一票
Aは二票つ投票できる

【参考】事例②

A 共有地 代表A:なし
B 単有地 一票
A+B 計一票
Aは二票つ投票できる

立候補受付期間
(十日間)

立候補届の締切日
候補者の氏名の公告

選挙人名簿の訂正の公告
選挙人名簿の訂止期間
(二週間)

選挙人名簿の確定の公告
立候補受付期間
(十日間)

立候補届の締切日
候補者の氏名の公告

選挙場並びに投票時間及び開票の日時の公告

選挙日
(五日以上)

選挙の公告
當選人の公報

選挙の公告
當選人への通知

【審議会委員選挙の流れ】

九月十日 選挙期日の公告
(二十日間)

九月三十日 選挙人名簿作成基準日
(二十日間)

十月十五日 選挙人名簿の縦覧開始
(一週間)

十月二十八日 縦覧完了
(一週間)

十一月十一日 選挙人名簿の訂正の公告
(一週間)

十一月二十一日 選挙人名簿の訂止期間
(一週間)

十一月三十日 選挙期日の公告
(二十日間)

十二月一日 選挙人名簿の確定の公告
(二十日間)

十二月二日 立候補受付期間
(十日間)

十二月三日 立候補届の締切日
候補者の氏名の公告

十二月四日 学識経験者の選任依頼

十二月五日 選挙場並びに投票時間及び開票の日時の公告

十二月六日 選挙日
(五日以上)

十二月七日 選挙の公告
當選人の公報

十二月八日 選挙の公告
當選人への通知

十二月九日 選挙の公告
當選人への通知

十二月十日 選挙の公告
當選人への通知

十二月十一日 選挙の公告
當選人への通知

十二月十二日 選挙の公告
當選人への通知

十二月十三日 選挙の公告
當選人への通知

十二月十四日 選挙の公告
當選人への通知

十二月十五日 選挙の公告
當選人への通知

十二月十六日 選挙の公告
當選人への通知

十二月十七日 選挙の公告
當選人への通知

十二月十八日 選挙の公告
當選人への通知

十二月十九日 選挙の公告
當選人への通知

十二月二十日 選挙の公告
當選人への通知

十二月二十一日 選挙の公告
當選人への通知

十二月二十二日 選挙の公告
當選人への通知

十二月二十三日 選挙の公告
當選人への通知

十二月二十四日 選挙の公告
當選人への通知

十二月二十五日 選挙の公告
當選人への通知

十二月二十六日 選挙の公告
當選人への通知

十二月二十七日 選挙の公告
當選人への通知

十二月二十八日 選挙の公告
當選人への通知

十二月二十九日 選挙の公告
當選人への通知

十二月三十日 選挙の公告
當選人への通知

十二月三十一日 選挙の公告
當選人への通知

十二月三十二日 選挙の公告
當選人への通知

十二月三十三日 選挙の公告
當選人への通知

十二月三十四日 選挙の公告
當選人への通知

十二月三十五日 選挙の公告
當選人への通知

十二月三十六日 選挙の公告
當選人への通知